

古町芸妓育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湊町新潟の文化を象徴する古町芸妓の技能を後世に伝承し、本市の特徴ある観光資源の保全及びその健全な発展を図るため、古町芸妓育成支援協議会（以下「協議会」という。）に対する補助金の交付に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 古町芸妓の技能伝承及び育成に係る経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に要する経費

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条の規定による補助対象事業に直接要するもので別紙による。ただし、協議会の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費は補助金の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内として、予算の範囲内において交付する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(交付の申請)

第5条 協議会は、規則第6条の規定により、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）を協議会に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第7条 市長は、必要があると認める場合は、概算払いにより補助金を交付することができる。

(実績報告)

第8条 協議会は、当該補助事業完了後1ヶ月以内、又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い時期までに、実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第6号）により協議会に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

補助対象経費

- (1) 育成支援費 : 講師料、講師招聘旅費、研修費等
- (2) 修繕費 : 稽古等で使用する備品の維持管理に係る経費等
- (3) 会場費 : 稽古会場、発表会開催に係る会場の賃借料等
- (4) 記録・広報費 : 事業記録制作に係る経費、発表会開催に係る経費等
- (5) 企画費 : 講習カリキュラム等資料代、講師との打合せに係る旅費等